

令和5年度 第1回東御市子育て支援審議会次第

日時：令和5年6月21日（水）午後3時～

場所：市役所本館2階全員協議会室

委嘱書交付

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長の選任

会長 _____

会長職務代理 _____

- 5 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の概要について
- 6 協議事項
 - (1) 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び令和5年度の取組内容について
別紙：資料1
 - (2) 第3期東御市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュール（案）について
別紙：資料2
 - (3) その他
- 7 その他
- 8 閉会

1. 審議会委員名簿 任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日（敬称略）

団 体 名	氏 名	備考
東御市民生児童委員協議会	小林 由美	田中地区主任児童委員
	土屋 千夏	滋野地区主任児童委員
	五十嵐 江利子	祢津地区主任児童委員
	岡田 和子	和地区主任児童委員
	小池 道子	北御牧地区主任児童委員
保育園保護者会連合会	堀口 梨菜子	保育所の幼児の保護者
	山崎 恵	保育所の幼児の保護者
くるみ幼稚園保護者会	宮原 礼佳	幼稚園の幼児の保護者
私立保育園の代表者	関 旦子	海野保育園園長
認定こども園の代表者	月岡 栄子	くるみ幼稚園園長
小規模保育所の代表者	吉田 周平	おひさまこども園園長
東御市商工会	森澤 隼門	商工会青年部副部長
青年または女性で構成する団体に属する者	只木 とも子	女性団体連絡協議会
児童福祉に関するボランティア団体に属する者	尾形 裕子	すくすくママ〜ず
社会教育団体及び学校教育団体に属する者	五十嵐 英美	教育委員会
公募	谷 貴人	市内団体職員

2. 事務局

所属部課名	係名	職名	氏 名
健康福祉部		部長	井出 政之
	子ども家庭支援課	課長	掛川 一郎
	保育課	課長	小林 己和子
	福祉課	課長	小林 裕次
	健康保健課	課長	武井 淳一
教育委員会事務局	教育部 教育課	課長	深井 芳信
健康福祉部	子ども家庭支援課	子ども家庭支援係	課長補佐 土屋 佐知子
		子ども政策係	主任 上野 麻紀

3. 市立保育園長代表

健康福祉部	保育課	和保育園	園長	春原 和美
-------	-----	------	----	-------

○東御市子育て支援審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 102 号

改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 32 号

令和 3 年 3 月 30 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

- (1) 子育て支援施策に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 保育料に関すること。
- (4) その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以上で組織する。

2 委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉に関係する者
- (2) 保育所及び認定こども園の幼児の保護者
- (3) 私立の保育所及び認定こども園の代表者
- (4) 商工業団体に属する者
- (5) 青年又は女性で構成する団体に属する者
- (6) 児童福祉に関係するボランティア団体に属する者
- (7) 社会教育団体及び学校教育団体に属する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

5 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の概要について

○ 計画の趣旨

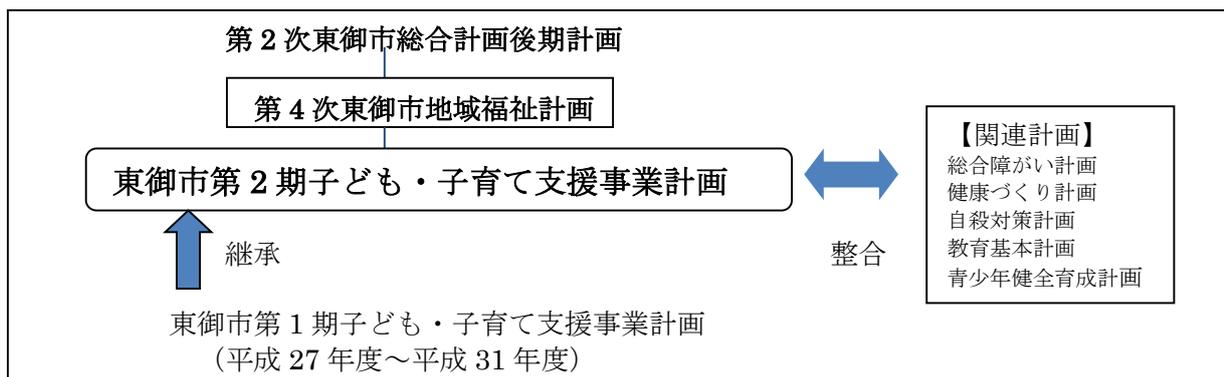
地域社会全体で子育てを支える環境を整え、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目指すため、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、第1期子ども・子育て支援事業計画の理念を踏襲し、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。策定にあたっては、「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策制度や関連施策を反映しています。

○ 東御市の他計画との位置づけ

1 東御市総合計画との関係

平成31年3月に策定された「第2次東御市総合計画・後期基本計画」を最上位計画とし、総合計画の基本目標である、「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」を推進するための計画としています。

2 他の計画との関係



○ 計画期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までとします。

○ 計画の進行管理

計画の進行管理を行うため、毎年度関係事業の実績データを集約し、子育て支援審議会において、進捗状況の説明を行い、子育て支援審議会の意見を基に改善を行っていきます。

また、国の施策や関係法令の動向を注視するとともに、市の施策との整合性を図ります。